

# 青森県報

第二千六百七十一号

平成十八年  
八月二十五日  
(金曜日)

## 目 次

### 告 示

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	(団体経営課)	一
保安林の指定	(林政課)	一
保安林の指定解除予定	(同)	二
青森県指定金融機関等の指定の一部改正	(経理課)	二
公 告		
土地改良区の定款変更の認可	(農村整備課)	二
右 同	(同)	三
建設業者の許可の取消し	(三八地域 三民局)	三
右 同	(同)	三
右 同	(五所川原 三土整備 四事務所)	四

## 告 示

青森県告示第六百三十号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第一百五十八号) 第一百八条第二項の規定により次

の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

平成十八年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
下北郡東通村大字小田野沢字南通九二川口陽二	白糖区域及び小田野沢区域	小型定置漁業であつて、乙の地区の者が行う漁業
下北郡東通村大字小田野沢字浜通七七二本柳勝	うち乙の地区小田野沢漁業協同組合の区域	
西津軽郡深浦町大字深浦字中沢一八の一七中川善文	深浦区域	総トン数十トンの漁船により行う底びき網漁業
西津軽郡深浦町大字深浦字浜町三三四の三竹越せつ		

青森県告示第六百三十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十二条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十八年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

### 一(一) 保安林の所在場所

五所川原市大字一野坪字朝日田崎八六(次の図に示す部分に限る。)、大字飯詰字狐野八・三六の一・三六の四・三六の六・四一の四(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

### 一(二) 保安林指定の目的

風害の防備

### 一(三) 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二(一) 保安林の所在場所

五所川原市大字一野坪字朝日田崎八六(次の図に示す部分に限る。)、大字飯詰字狐野八・三六の一・三六の四・三六の六・四一の四(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林指定の目的

公衆の保健

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六百三十二号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十八年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

解除予定保安林の所在場所

東津軽郡外ヶ浜町字平館田の沢六三の三

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

青森県告示第六百三十三号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正し、平成十八年八月二十七日から施行する。

平成十八年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

株式会社みちのく銀行小泊支店 五所川原市相内市浦出張所

及び

株式会社みちのく銀行木造支店 つがる市森田町山田雲崎森田出張所

を削る。

公 告

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、五所川原市南部土地改良区の定款の変更を平成十八年八月十七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十八年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

土地改良区の所在場所

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、浅水七崎土地改良区の定款の変更を平成十八年八月十七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十八年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 八戸臨海鉄道株式会社
- 二 代表者の氏名 田村 幸雄
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市一番町二丁目三の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第三〇〇一〇三号
- 五 取消年月日 平成十八年八月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
とび・土工、鋼構造物、ほ装、電気通信、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十八年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社テクス青森
- 二 代表者の氏名 石井 睦男
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字河原木字高館前六七の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一二八九八号
- 五 取消年月日 平成十八年八月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
電気通信工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十八年六月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社テクス青森
- 二 代表者の氏名 石井 睦男
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字河原木字高館前六七の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 一七）第一二八九八号
- 五 取消年月日 平成十八年八月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
管工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十八年六月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 菅原鉄工所
  - 二 氏名 菅原 信一
  - 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡板柳町大字福野田字実田九六の二
  - 四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第一四三二九号
  - 五 取消年月日 平成十八年八月十五日
  - 六 取消しに係る建設業の許可 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可
  - 七 取消しの原因となった事実 平成十八年三月二十八日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。
- このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭